

那覇空港調査連絡調整会議開催要領 改正(案)比較表

改正前	改正後
<p>1 会議の目的</p> <p>本会議は、那覇空港が抱える課題と対応策について、国と地域が連携して、調査の透明性を確保しつつ、幅広い合意形成を図りながら総合的な調査を進めるにあたり、関係者の連絡調整を図り、もって本調査の円滑かつ効率的な推進に資することを目的とする。</p> <p>2 連絡調整事項</p> <p>(1) 那覇空港の総合的な調査の内容及び進め方に関すること</p> <p>(2) 那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集の実施等に関すること</p> <p>3 構成</p> <p>会議は、別表1の者で構成する。</p> <p>会議には幹事会を設け、別表2の者で構成する。</p> <p>4 会議</p> <p>会議は必要に応じ開催する。</p> <p>会議には、内閣府沖縄振興局職員及び国土交通省航空局職員が出席できる。</p>	<p>1 会議の目的</p> <p>本会議は、那覇空港が抱える課題と対応策について、国と地域が連携して、調査の透明性を確保しつつ、幅広い合意形成を図りながら総合的な調査を進めるにあたり、関係者の連絡調整を図り、もって本調査の円滑かつ効率的な推進に資することを目的とする。</p> <p>2 連絡調整事項</p> <p>(1) 那覇空港の総合的な調査の内容及び進め方に関すること</p> <p>(2) 那覇空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集の実施等に関すること</p> <p>3 構成</p> <p>会議は、別表1の者で構成する。</p> <p>会議には幹事会を設け、別表2の者で構成する。</p> <p>4 会議</p> <p>会議は必要に応じ開催する。</p> <p>会議には、内閣府沖縄振興局職員及び国土交通省航空局職員が出席できる。</p>

付則

この要領は平成15年9月16日から施行する。

付則

平成17年3月4日一部改正

別表1

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

国土交通省大阪航空局飛行場部長

沖縄県企画開発部長

別表2

内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾環境技術指導官

国土交通省大阪航空局飛行場部次長 (平成17年度新設)

沖縄県企画開発部参事

付則

この要領は平成15年9月16日から施行する。

平成17年3月4日一部改正

平成17年6月3日一部改正

別表1

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

国土交通省大阪航空局飛行場部長

沖縄県企画部長

別表2

内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港指導官

国土交通省大阪航空局飛行場部次長

沖縄県企画部参事